

独占禁止法改正の概要（1）

～事業者集中について～


 弁護士 大江橋法律事務所
 弁護士 松本 亮

PROFILE

2022年6月24日、全人代常務委員会において独占禁止法の改正が決議され、同日主席令として公布された後、同年8月1日から施行されている。また同年6月27日には、独占禁止法に関する6つの規則等の意見募集稿¹が発表されている。そこで今回は、独占禁止法改正の事業者集中に関する改正の概要と意見募集稿の重要なポイントをご紹介しますとともに、末尾に改正版の独占禁止法の和訳を掲載することとしたい。

1 事業者集中の申告基準について（意見募集稿）

「國務院の事業者集中申告基準規定」（意見募集稿）第3条によると、申告基準が以下のとおり引き上げられている。

この趣旨は、申告基準を引き上げることにより、申告対象となる事業者集中を限定し、事務作業を減らそうとする点にあると思われる。

旧法	新法
集中に参加するすべての事業者の前会計年度の全世界における売上高の合計が100億人民元を超え、かつそのうち少なくとも2つの事業者の前会計年度の中国国内における売上高がいずれも4億人民元を超えること	集中に参加するすべての事業者の前会計年度の全世界における売上高の合計が120億人民元を超え、かつそのうち少なくとも2つの事業者の前会計年度の中国国内における売上高がいずれも8億人民元を超えること
集中に参加するすべての事業者の前会計年度の中国国内における売上高の合計が20億人民元を超え、かつそのうち少なくとも2つの事業者の前会計年度の中国国内における売上高がいずれも4億人民元を超えること	集中に参加するすべての事業者の前会計年度の中国国内における売上高の合計が40億人民元を超え、かつそのうち少なくとも2つの事業者の前会計年度の中国国内における売上高がいずれも8億人民元を超えること

2 キラー買収の申告基準（意見募集稿）

キラー買収とは、将来的に競合する可能性のあるスタートアップ企業等の買収を通じて、当該産業の寡占を維持し又は深めようとする買収行為をいう。「國務院の事業者集

中申告標準の規定」（意見募集稿）によれば、事業者集中が当該規定第3条の申告基準に達しない場合であっても、以下の条件を同時に充足する場合には、当局に申告しなければならないとされている。

（1）集中に参加するいずれかの事業者の前会計年度の中国国内における売上が1000億人民元を超える場合

（2）合併される事業者又は持分譲渡、資産買収、契約を通じて支配権を取得される他の事業者の市場価値（又は鑑定価値）が8億人民元を下回らず、かつ前会計年度の中国国内の売上が全世界の売上の3分の1以上を占めている場合

この趣旨は、当該規定第3条の売上要件に該当しない場合であっても、鑑定価値を基準に入れることによって、将来的に発展する可能性のある事業者の買収を通じた集中行為を防止しようとする点にあると思われる。

3 分類審査制度（改正独禁法37条）

2021年における国家市場監督管理局に対する事業者集中申告は824件であり、そのうち審査が完了したのは727件ということであった。いずれも前年度の50%以上増加したということであり、事業者集中審査の効率化を図るため、分類審査制度を新設することとなった。

具体的には、「事業者集中審査規定」（意見募集稿）第2条に規定があり、市場監督管理局は業務の必要に応じて、省、自治区、直轄市の市場監督部門に事業者集中の審査を委託することができることとされている。

この趣旨は事務作業を分担することによって、事業者集中の業務の効率化を図ろうとした点にあると思われる。

4 一時停止制度（改正独禁法32条）

以下の事由がある場合には、当局は事業者集中の審査期間の進行を一時停止することができるという制度が新設された。

（1）事業者が規定に従って文書、資料を提出しなかったことにより、審査業務を行うことができない場合

（2）事業者集中の審査に重大な影響を及ぼす新たな状況、新事実が出現し、事実確認をせずに審査業務を行うことはできない場合

（3）事業者の集中に対して付加された制限的条件について更なる評価を行う必要があり、事業者から中止の請求があった場合

なお、審査期間の中断事由が消滅した日から起算して、審査期間の計算は再開され、國務院独占禁止法執行機構は

書面で事業者へ通知しなければならないとされている。

特に（1）については、これまでも中国の実務上行われたことを明文化したにすぎないと思われるが、当該制度の運用次第では事業者集中に要する期間が予測しにくい事態が生じる可能性があるため注意が必要となると思われる。

5 申告基準未達の場合の事業者集中（改正独禁法26条）

事業者の集中が国务院規定の申告基準に達していないが、当該事業者の集中が競争の排除、制限効果を有し、又は有するおそれがあることを証明する証拠がある場合、国务院独占禁止法執行機構は、事業者に申告を求めるといえるという制度が新設された。

なお事業者集中申告を行わない場合、国务院独占禁止法執行機構は、法に基づき調査を実施しなければならないという条文も新設されている。

6 支配権の判断について（意見募集稿）

従来の事業者集中審査暫定規定第4条によると、事業者が取引を通じてその他の事業者の支配権を取得するか否か、又はその他の事業者に対して決定的な影響を与えることができるか否かにあたっては、当該規定に列挙される諸要素（取引の目的及び将来の計画、取引前後の他の事業者の持分構成及びその変化等）を考慮しなければならないとされていた。しかし従来の規定ではどのようにそれら要素を考慮すべきか、特に間接的なものも含まれるかといった点が不明確であった。

今回の事業者集中審査規定（意見募集稿）によれば、その際には、事業者が直接又は間接にその他の事業者の議決権や類似の権益を有するかどうかという状況及びその他の事業者の高級管理職の任免、財務予算、経営計画等の経営の決定及び管理に影響があるかを考慮すべきとされ、どの

ように考慮するかがより明確となった。

7 集中に参加する事業者の明確化（意見募集稿）

事業者集中審査規定（意見募集稿）第9条によれば、以下の場合が集中に参加する事業者に当たると明確化された。

（1）事業者合併の合併各当事者は集中に参加する事業者である。

（2）事業者が他の事業者の単独支配を取得し、あるいはその他の事業者に対する共同支配から単独支配に変更される場合、単独支配を取得する事業者及びその他事業者は集中に参加する事業者である。

（3）事業者が他の事業者の共同支配を取得し、取引後にその他の事業者を共同支配するすべての事業者及びその他事業者は、集中に参加する事業者である。ただし他の事業者がもともと1つの事業者によって単独支配されており、取引後、この事業者がその他事業者の単独支配から共同支配に変更される場合、取引後その他事業者を共同支配するすべての事業者は集中に参加する事業者であり、その他事業者は集中に参加する事業者ではない。

（4）事業者が新たに合併企業を新設する場合、新設合併企業を共同支配する事業者は集中に参加する事業者であり、新設合併企業は集中に参加する事業者ではない。

（5）事業者がその他事業者に対して決定的な影響を与えることができる場合には、当該事業者及びその他事業者は集中に参加する事業者である。

8 小括

事業者集中に関する独禁法改正の概要は以上のとおりである。今回のニュースレターでは独占合意等に関する独禁法改正の概要についてご紹介する予定である。

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス：info_china@ohebashi.com

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

ⁱ 「国务院の事業者集中申告基準規定」、「独占協議禁止規定」、「市場支配的地位の濫用行為禁止規定」、「知的財産権の濫用による排除、競争制限行為の禁止規定」、「行政権力の濫用による排除、競争制限行為の制止規定」及び「事業者集中審査規定」の6つの意見募集稿をいう。